

融資の対象者

○この融資を申込みことのできる方

- 融資申込日現在において、和歌山市内で事業を行っていること。
(起業家支援資金については、和歌山市内で新たに事業を開始しようとする方を含む。)
- 和歌山市民、または和歌山市内に事業所を有する法人であること。
- 和歌山県信用保証協会の保証対象業種であること。(農業、林業(一部を除く)、漁業、金融業、保険業(一部を除く)、サービス業の一部などは対象となりません。)
- 許認可及び登録を必要とする業種は許認可等を受けていること。(一部起業家支援資金を除く。)
- 市税を完納していること。
- 各制度の条件を満たしていること。

○この融資制度を利用できない方

- 金融機関から取引停止を受けている方。
- 金融機関から融資を受け、その返済を延滞している方。
- 返済能力がないと認められる方。
- 融資制度を不正に利用した方。
- 設備資金の場合で、申込前に購入、契約、または工事に着工した方。
- 事業と直接関係のないことに利用しようとする方。
- その他市長が不適当と認めた方。

中小企業の範囲

資本金又は従業員数のどちらかの要件を満たしていること

業 種	資 本 金	従業員数
製造業等(建設業、運送業を含む)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

政令特例業種

ゴ ム 製 品 製 造 業	3億円以下	900人以下
ソフトウエア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

補助制度について

信用保証料補助制度

補 助 対 象 者	補 助 額
起業家支援資金「一般枠」の利用者	信用保証協会に支払った信用保証料の初年度分(一年分)に相当する額。
普通事業資金、小口応援資金及び起業家支援資金のうち「まちなか枠」の利用者	信用保証協会に支払った信用保証料の2分の1に相当する額。ただし、30万円を限度とする。

※いずれも予算の範囲内となりますので、予算に達し次第締め切りとなります。

※「まちなか枠」の対象区域や制度の詳細は、和歌山市ホームページをご参照ください。

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1007360/1009293.html>

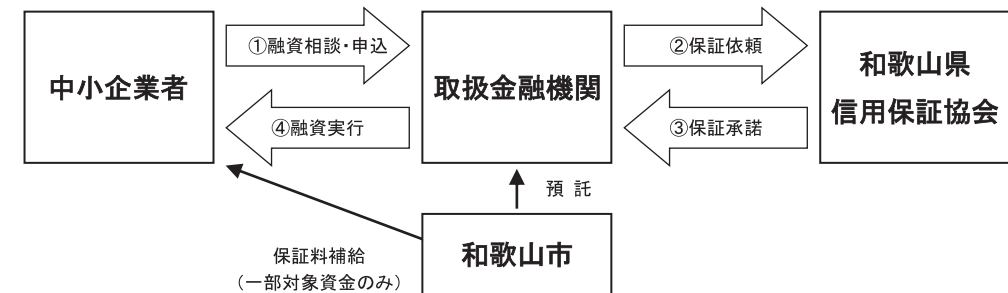


令和8年度(2026年度)

中小企業 金融のしおり

和歌山市中小企業融資制度は、市内の中小企業の皆さんが経営の安定化や事業の活性化のために必要な資金を円滑に調達できるよう、和歌山市、金融機関及び和歌山県信用保証協会の三者の相互協力により実施している融資制度です。

融資制度の仕組み・申込手続きの流れ



保証料補給の対象となる融資が実行されたことを確認でき次第、和歌山市から申請書を送付します。

取扱金融機関 融資の申込は、取扱金融機関に直接お申込みください。

- 三菱 UFJ 銀行
- 三井住友銀行
- りそな銀行
- みずほ銀行
- 南都銀行
- 池田泉州銀行
- 紀陽銀行
- 三十三銀行
- 関西みらい銀行
- きのくに信用金庫
- 商工組合中央金庫
- 和歌山県信用農業協同組合連合会

和歌山市 産業交流局 産業部 商工振興課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1233

FAX 073-435-1256

令和8年度(2026年度) 和歌山市中小企業融資制度一覧表

制度名	融資対象		貸付限度	資金使途	貸付期間	返済方法	保証人	利率	保証料	担保	受付機関(申込先)
普通事業資金 (保証協会付)	一般枠	中小企業者★1	8,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金	運転資金 7年以内 (うち、据置6か月以内可)	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定 の条件による	年1.9%以内	0.45% ～1.90% (責任共有制度)	信用保証協会 所定の条件に よる	融資の申込について は、下記の取扱金融 機関に
	まちなか枠	まちなか★2に事業所を新設★3される 中小企業者★1		ただし返済資金は融資申込時 において、和歌山市中小企業融資 制度に係る借入金残高があり、 その借入金を返済しようとする方 に限る	設備資金 返済資金 10年以内 (うち、据置1年以内可)				0.45% ～1.90% (責任共有制度) 保証料の1/2を 市が補助		
小口応援資金 (保証協会付)	一般枠	小規模企業者(従業員20人以下、商 業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を 除く)の場合は5人以下)	既存の保証協会 の保証付融資残 高も含めて2,000 万円以内	運転資金 設備資金 返済資金	運転資金 返済資金 7年以内 (うち、据置1年以内可)	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定 の条件による	年1.0%以内	0.50% ～2.20% (責任共有制度対象外)	信用保証協会 所定の条件に よる	
	まちなか枠	まちなか★2に事業所を新設★3される 小規模企業者(従業員20人以下、商 業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を 除く)の場合は5人以下)		ただし返済資金は融資申込時 において、和歌山市小口応援資金 (旧・小口零細企業支援資金を 含む)に係る借入金残高があり、 その借入金を返済しようとする方 に限る	設備資金 10年以内 (うち、据置1年以内可)				0.50% ～2.20% (責任共有制度対象外) 保証料の1/2を 市が補助		
起業家支援資金 (保証協会付)	一般枠	①事業を営んでいない個人で1か月以内(注1) に創業する具体的な計画を有する方 ②事業を営んでいない個人で2か月以内(注1) に会社を設立し、創業する具体的な計画を有 する方 ③既存の会社で事業を継続しつつ新たな会社 を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ④事業を開始した以後の期間が5年未満の個 人 ⑤設立の日以後の期間が5年未満の会社(注2)	3,500万円以内	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金 10年以内 (うち、据置1年以内可)	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定 の条件による	年1.0%以内	1.00% (責任共有制度対象外) 保証料初年度分 (1年分)を市が補助	不 要	三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 池田泉州銀行 紀陽銀行 三十三銀行
	まちなか枠	上記①から⑤までのいずれかの条件を満たす 方で、まちなか★2に事業所を新設★3され る方		(注1)「認定特定創業支援等事業」※の支援 を受けた場合は、6か月以内 ※「認定特定創業支援等事業」とは、市の創業支援 等事業計画に基づく継続的な支援で、経営、財務、 人材育成、販路開拓等の知識が身につく事業をい う。 (注2)既存の会社が事業を継続しつつ新たに 設立したものを含む。					1.00% (責任共有制度対象外) 保証料の1/2を 市が補助		
セーフティネット資金 (保証協会付)	事業活動に支障を生じており、「中小企業信用保険 法第2条第5項第1号から第8号」の規定に基づく 特定中小企業者として市長の認定を受けた方		8,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金	運転資金 7年以内 (うち、据置1年以内可)	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定 の条件による	年1.1%以内	第1～4.6号 0.90% (責任共有制度対象外)	信用保証協会 所定の条件に よる	関西みらい銀行 きのくに信用金庫 商工組合中央金庫 和歌山県信用農業 協同組合連合会
海外展開支援資金 (保証協会付)	海外市場への輸出に係る事業を行う中小企業者★ 1		8,000万円以内	運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 (うち、据置6か月以内可)	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定 の条件による	年1.6%以内	0.45% ～1.90% (責任共有制度)	信用保証協会 所定の条件に よる	
災害復旧支援資金 (保証協会付)	①自然災害等で直接被害を受け、市長の罹災証明 を受けた中小企業者★1 ※申込には罹災証明書が必要となります。 ②感染症法における指定感染症又は市長が特に 対応が必要と認めた疫病等の影響により、次の (1)及び(2)のいずれにも該当する者 (1)最近1か月の売上高又は売上総利益が過去3 年のいずれかの同月に比べ5%以上減少 (2)その後2か月を含めた3か月の平均売上高又 は平均売上総利益が過去3年のいずれかの年の 同時期に比べ5%以上減少と見込まれること		8,000万円以内	運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 (うち、据置6か月以内可)	均等 分割返済	信用保証協会及び取 扱金融機関の所定 の条件による	年1.2%以内	0.45% ～1.90% (責任共有制度)	信用保証協会 所定の条件に よる	

※制度共通事項として、融資申込日現在において、市内で事業を営んでおり(一部起業家支援資金を除く)、市税を完納していることが必要になります。

なお、金融機関、保証協会による金融審査がありますので、無条件に融資が受けられるというわけではありません。

※各制度において、事業者選択型経営者保証非提供制度をご利用される場合は、表中の各所定保証料率に0.25%又は0.45%上乗せした信用保証料率となります。

※全制度融資枠は、予算の範囲内とし、融資枠に達し次第締め切ります。

※「小口応援資金」及び「起業家支援資金」については、特定事業を行う特定非営利活動法人(NPO法人)は、保証制度の定めによりご利用できません。

中小企業者★1 …裏面の「中小企業の範囲」に該当する方を指します。

まちなか★2 …本市が平成11年3月に策定した和歌山市都市計画マスタープランに定める中心部地域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の商業地域

新設★3 …まちなかに事業所を有しない方がまちなかに新たに事業所を設けること、又はまちなかに事業所を有する方が当該事業所と異なる事業所をまちなかに新たに設けること